

(LC7) 技術者登録委員会規則

| | |
|-------------|------|
| 平成13年6月27日 | 制 定 |
| 平成20年3月19日 | 一部改正 |
| 平成23年11月18日 | 〃 |

(目的)

第1条 技術者登録委員会（以下「委員会」という。）は、技術者登録制度の運用に必要な事項を審議することを目的とする。

(活動)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 制度の改正、様式の変更および運用に関わる事項の審議。
- (2) 登録を希望する技術者から提出された申請書により、新規登録、更新登録の可否を審議、決定。
- (3) 登録を希望する雇用組織から提出された申請書により、新規登録、更新登録の可否を審議、決定。
- (4) 登録を希望する人材紹介業・派遣業者から提出された申請書により、新規登録、更新登録の可否を審査、決定。
- (5) 登録技術者、登録雇用組織、登録人材紹介業・派遣業者の登録削除の可否を審議、決定。
- (6) 理事会で承認された登録希望者の登録、運用、管理。

(構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 組織構成

- 1) 委員会の組織構成と序列は次のとおりとする。
委員会－幹事会
- 2) 小委員会の設置は、土木学会委員会規程第6条（小委員会等）による。

(2) 構成員

- 1) 委員会の構成員は、委員長、委員、幹事長、幹事とし、その職務は次のとおりとする。
 - ・委員長：委員会を代表し、委員会事業を統括する。
 - ・委員：委員会事業を遂行する。
 - ・幹事長：委員長を補佐し、委員会事業を処理するとともに、幹事会を統括する。
 - ・幹事：幹事長を補佐し、委員会事業を処理する。
- 2) 幹事会の構成員は、幹事長、幹事とする。
- 3) 小委員会の構成員は、小委員会委員長、小委員会委員、小委員会幹事長、小委員会幹事とし、その職務は上記の委員会の職務を小委員会の職務に読みかえることとする。
- 4) 小委員会委員長は、委員会委員から選出することとする。
- 5) 委員会等の構成員の人数は、次のとおりとする。
 - ・委員会：10名程度
 - ・幹事会：10名程度

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長・委員等の選出方法と任期は次のとおりとする。

(1) 委員長

- 1) 委員長の選出は、理事会で選任し、会長が任命する。理事会の承認を得て会長が委嘱す

る。なお、委員長の選出（交代）時期は土木学会委員会規程第4条（任期）の(1)によることとする。

2) 委員長の任期は、1期2カ年とし、再任を妨げない。

(2) 委員等（委員、幹事長、幹事）

1) 委員等の選出は、職域、地域等を勘案して委員長が選任し、委員長の推薦により会長が委嘱する。なお、委員長の選出（交代）時期は土木学会委員会規程第4条（任期）の(1)によることとする。

2) 委員等の任期は、1期2カ年とし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 委員会の運営は次のとおりとする。

(1) 会議等の開催

1) 委員会は、原則として年4回の定例委員会を招集するほか、必要に応じて臨時に委員会を招集する。

2) 委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。この場合は、その結果を委員に通知する。

3) 委員会の議長は委員長とする。

4) 幹事会の開催は、前記1)、2)、3)を幹事長に読みかえる。

5) 議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。

(2) 事業計画および予算

本委員会は、土木学会委員会規程第9条（事業計画および予算）の規定および理事会の決定に従い『事業計画および予算』を作成し担当理事を経て提出する。

(3) 事業報告

本委員会は、土木学会委員会規程第10条（事業報告）の規定および理事会の決定に従い『事業報告』を作成し担当理事を経て提出する。

(4) 成果の報告

本委員会は、土木学会委員会規程第8条（成果の報告）の規定に従って、毎年度、事業成果を理事会に報告するとともに、土木学会誌・土木学会ホームページ等を通じて会員等に公表する。

(結果の報告)

第6条 委員長は、第2条の活動の審議結果を理事会に報告するとともに、登録の可否決定を速やかに申請者に報告する。

(遵守事項)

第7条 委員会および事務局は、開示すべき登録情報についてはその開示に努め、開示情報以外の情報については守秘義務を負う。

(事務局)

第8条 委員会の担当事務局は、技術推進機構とする。

(規則の変更)

第9条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成13年6月26日 理事会議決） この内規は、平成13年6月27日から施行する。

附則（平成20年3月19日 理事会議決） この内規は、平成20年3月19日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。